

会 議 録

会議名 (付属機関等名)	第3回川西市立学校校区審議会		
事務局(担当課)	教育推進部学務課		
開催日時	令和2年1月22日(水) 午後5時00分～		
開催場所	市役所4階 庁議室		
出席者	委員	橋詰福子、山内乾史、奥田幸枝、常田麻里、丸山浩志、大村衣子、熊手輝秀、竇田順子、秋葉奈津子、大重伶香、金子愛	
	その他		
	事務局	中西教育推進部副部長、志波学務課長、 上原学務課長補佐、辻原学務課主任、 上田学務課主事、岡田学務課事務員	
傍聴の可否	可	傍聴者数	1人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	議事 (1) 校区外就学希望制度の検証について (2) その他		
会議結果	審議経過のとおり		

審 議 経 過

事務局	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまから第3回川西市立学校校区審議会を開会いたします。</p> <p>本日副会長より欠席の報告をいただいております。</p> <p>本日の議事進行につきまして、ここから会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>前回は引き続き、議事の1、校区外就学希望制度の検証について、今回は、用意していただいた資料に基づいて、事務局のほうから説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは資料の説明をさせていただきます。いくつか資料がありますが、A3横で作成しております、「校区外希望制度の検証について」という資料をご覧ください。校区に関連するこれまでの経緯について、皆さんに理解を深めていただこうと、資料をご用意させていただきました。</p> <p>1番目、校区とは、ということで、大きく校区と囲んだ資料があると思います。市教育委員会は、小学校及び中学校が市内に2校以上ある場合、就学予定者の就学すべき学校を指定しなければならない、と法令の中で規定をされております。川西市の場合、小学校は16校、中学校は7校あり、2校以上ありますので、この就学校の指定をしなければいけないということになってございます。具体的には、その下の楕円で書いている部分ですけれども、住所地によって就学すべき学校を指定するというので、主にその住所の町名により、例えば中央町であれば桜が丘小学校、新田であれば多田小学校、という形でそれぞれ指定をさせていただいております。これについては、教育委員会規則で定めております。指定された学校に従って、校区内の学校に就学するということが、まず基本であるということでございます。</p> <p>その下欄外に、ただし、ということでやむを得ない理由があれば、就学校変更は可能ですと書かせていただいております。やむを得ない事情とは、大別すると次のようになります。一つは転居に伴うものということで、例えば引っ越しを年度途中でするけれども、その学年末までは、同じ学校に就学したいというもの。また、小学校であれば、5年・6年生、中学校であれば2年・3年生の方については、引っ越しはするけれども、今の学校で卒業まで過ごしたい、というようなご要望があれば、変更理由として認め、今の学校へ就学できる、ということになっていきます。</p> <p>2番目、保護者の就労等、家庭の事情によるものですが、例えば、保護者がそれぞれお勤めされており日中は自宅に誰もおりません、という事情で、祖父母が同じ市内に住んでいて祖父母の自宅のほうから通学するというご希望があった場合に、書類を提出いただいて認めておるということでございます。</p> <p>次に3番目、心身の事情と教育的配慮です。例えば児童、生徒の方が病気であるとか、足が少し不自由なところがある場合、身体的な理由で、できるだけ通学距離の短い、近い学校に就学したいというご要望があった場合に認める。また教育的配慮については、様々なケースがあるのですが、例えば、いじめで学校ではなかなか過ごすことができず、それを機に不登校に陥ってしまったようなケースがあった場合に、就学校変更を認める場合がある、というような形で、様々なケースに合わせ就学校変更が可能ということになっております。</p> <p>次に中段あたり、2番目、校区に関わる制度見直しの契機ということで、これまでの歴史と</p>

ということですが、まず（１）、国の規制緩和の動きということで、平成 15 年度に動きがありました。具体的には市教育委員会の判断で、学校選択制の導入が可能となったことを契機に検討を行っております。この学校選択制には、アからウまで種類があり、まずは、アの自由校区制、これは川西市内の全学校から選択可能であり、川西市内であれば希望すればどの学校でも行けるという仕組みです。イのブロック選択制については市内をブロックに区切りその範囲内で選択可能ということで、例えば市を北部、中部、南部と大きく三つのブロックに分け、それぞれの中で存在する学校であれば選択できるというのが、この制度のイメージです。次にウの特定地域選択制ですが、特定の地域のみ選択可能ということで、先ほどの北部、中部、南部に分ける話をしましたけれど、例えば北部だけ、事情を考慮して選択制が可能であるといった制度です。これらについて、検討により導入することが可能になったということでございます。

（２）就学校変更の要望の増加ですが、これも当時の動きとして、小規模開発などによる、通学距離や生活圏等を理由とした指定校変更の要望が増加したことにより、先ほど就学校変更についていくつかの例示させていただきましたけれど、これ以外に基準の拡大を検討しようという動きが当時ございました。この小規模開発等により通学距離、生活圏を理由とした就学校変更の要望が増加したということが、言葉では少しわかりづらいので簡単に絵にしましたので、前の黒板をご覧ください。黒板の真ん中から左側が A 小学校の校区とお考えください。右側が B 小学校の校区ということで、それぞれその校区の位置を示しています。町名ごとに校区が決まるということで、この絵の中では、A 地区は A 小学校に通い、右側の B 地区については B 小学校に通うというのがルールになってございます。

これが校区の基本的な考えなのですが、左側の A 小学校区の右上のほうに小さい家のような絵がありますけれど、そこに今回申し出されている方の家があると仮定した場合です。

例えば、ここのご自宅の前に何車線も走っている大きな道がありました。この国道で A 地区は分断されているという状況があった時に、この方のご自宅については、国道で分断されているため、町名は A なんですけど、B 地区の方と生活圏が一緒になる。そういった場合に、この方が B 小学校へ就学希望されるというケースが考えられます。また通学距離ですと、その下にもう一つ家の絵が書いているんですけども、その家から本来は、A 小学校が校区になるのだけでも、距離的に見ても B 小学校の方が近い。例えば家の目の前に B 小学校があるという状況が生まれたときに、A 小学校ではなく、近い B 小学校の方に行きたいというご要望が複数あったというのが、当時の状況でした。

川西市内の場合は、農地があったところに小規模開発があって、何もなかったところに住宅ができる、そこに児童がいらっしゃるといふこのようなケースが当時点在しておりました。今でもありますが、こういったことがあるときに、学校選択制あるいは、許可基準の拡大ができないものかという検討を行った経緯があります。

当時、検討はしておりましたが、資料の一番下、いずれも導入せず。ということでございます。

学校選択制について導入しなかった理由として、人気校、不人気校の二極化が起きる恐れがあり、また地域の学校を維持し、安定性を確保することが困難である、ということで断念したということでございます。どの学校に行っても結構ですというような状況になったときに、ある 1 つの学校に人気が集中すると、そうなった場合に考えられるのが、その施設の容量不足で

す。教室が足りないということが起こり、受け入れることができない、また不人気校に関しては、児童生徒の数が確保できないということで、小規模化していくと一定の集団の中で教育を受けることができなくなる。このようなメリット、デメリットがあるということで、これについては、断念したということです。

また、地域の学校を維持するということですが、児童数が減り過ぎれば学校の存続そのものにも影響が出てまいります。また安定性ということについては、やはり人気・不人気等の評判で、児童数が減ったり増えたりということになれば、安定した教育環境の確保ができない、というところで断念しました。

次に（２）の許可基準の拡大についてということですが、二つあります。

市内全域で公平な扱いにならない、また、明確な基準を定めることが困難である。ということですが、こういった就学校変更を希望される方は、様々な事情を抱えておられて、一つには距離の問題です。ご自宅の位置から学校までの高低差ですとか、その通学途中にある防犯上或いは交通上の危険箇所、そういったものは考慮の中に入れる必要があります。またその児童生徒の体力面には様々な違いがあろうかということで、事情によって判断していくということは、逆に言うと、一定のルールを決めることは難しい。また公平性を保つことが非常にしづらいうことで、この許可基準の拡大ということについても断念したということです。当初の動きの中で幾つか検討しましたが、ここでは別の手段を検討するというので、資料右側に移ります。大きな３番目、校区外就学希望制度の導入と課題ということで、平成 17 年度入学者より、現在の校区外就学希望制度を導入しました。市内全域で公平な取り扱いが可能ということで、川西市独自の制度として導入いたしました。

この制度の申請の条件が 3 つあります。

一つは、新 1 年生に限るという条件になっています。小学校 1 年生、中学校 1 年生ということですが、これにより、つまり転入者、2 年生 3 年生で転入されてきた方についてはこの制度は、一切受けられないということになります。新 1 年生になる前年の 10 月に申請を受け付けているのですが、その期間内にさなければ、この制度の適用を受けられなという運用をさせていただいています。

次に隣接校に限るということですが、つまり希望する学校が隣接校区でない場合は申請できないということになっています。川西市は自転車通学を認めておりませんので、ここで通学可能な学校という点を考慮すれば、隣接校のみということになってまいります。

もう一つ、適用可能人数を当該校入学予定者の 5 %、また受け入れ人数をクラス数に影響のない人数に限るということで、この人数が 5 %を超えると抽選が発生するというのが特徴です。その年に入る新 1 年生の数の 5 %、例えば A 小学校で来年 1 年生が 100 人であれば、5 人が 5 % 枠の対象という考えでございます。

また、受け入れ人数によってということにつきましては、学校側、施設側の受け入れ可能人数があります。受け入れたことで教室がもう 1 部屋必要になります、先生を 1 人増員する必要があります、ということであれば、これは受け入れ不可能になりますので、教室、先生を増やすことなく、受け入れ可能な範囲内で対応するというのが、この制度の趣旨でございます。

平成 19 年及び平成 24 年に一部制度改正ということで、制度検証の結果幾つか改正されました。その一つが落選者を補欠扱いとし、辞退者が出た場合は繰り上げ当選とする、ということ

です。例えば当選した方が私立の学校に就学した、また当選したけれども市外に転出することになりました、ということであれば一つ枠が空きますので、その分は、補欠の方が繰り上げて当選になるということです。

また、小学校入学時に本制度で就学した学校を卒業し、その小学校の属する中学校区の中学校を希望した場合は、優先扱いとし抽選対象外とする。これは具体的にいうと、川西北小校区の方が、小学校のときにこの5%希望され当選し、本来は川西北小校区であるが、隣接する明峰小学校に就学されましたという場合、明峰小学校は、そのままあがれば明峰中学校ですが、元々のルールでは、前の川西北小校区すなわち川西中学校に行かなければならないということでありましたが、この制度を使って明峰小学校に行ったのであれば、中学校もそのまま明峰中学校にいけます、というルールに変更しています。

もう一つが入学時に兄弟が本制度で希望先の学校に在学している場合、5%限度枠及び受け入れ枠で優先扱いとする、ということです。兄弟姉妹、別々の学校に就学することを避けるため、このような改正を加えながら今に至っている、ということでございます。

これまでの流れということで、主なところを説明させていただきました。

前回協議いただいているところですが、現状におけるその課題ということで、事務局側が現状を見た場合に、どの辺が課題と感じているかということ、その下の枠に2点、書かせていただいています。

①一部の地域で毎年5%枠の抽選が発生している。

本制度で申請しても希望校にいけない児童、生徒がいるということでございます。

ここで別の資料を見ていただきたいんですけども、A3の縦で表が上下二つのものです。

平成27年から平成31年度校区外希望申請状況、上の欄が小学校、下が中学校ということで、これは前回資料の中に同じものがございましたが、改めて抜粋しております。

まず資料2、上の段をご覧ください。

これが5年間の申請状況ですが、一番右側に抽選回数ということで、この5年間で抽選が行われた回数を、校区毎、学校毎にまとめております。

ここで見ていただきたいのが川西北小学校ですけども、この5年間で、毎年この地区については抽選が行われ、また、その二つ下の多田小学校ではこの5年間の内に2回抽選がありました、ということです。下の段の中学校のほう、緑台中学校校区、ここでは毎年ではないのですが、この期間内5年間のうちに4回抽選が行われました。平成28年度以降は、毎回抽選が発生した、というのが状況です。この抽選に外れてしまうと、希望する学校にいけないという課題があります。

元の資料のほうに戻っていただいて②のところ、就学希望が可能な学校数が、住所地によって異なる、ということで、地域により隣接校数が異なる、最大6校最小で1校、希望校の選択肢が限られる事実がある、ということです。

今回添付している資料の中で、学校の配置図、1枚目が小学校、2枚目が中学校ということでご用意させていただいています。それともう一つA4の1枚もので、縦の希望申請できる学校の範囲ということですが、一番上の久代小学校ですが、これが川西市の一番南端に当たりますので、希望できる学校は位置関係からいうと、加茂小学校だけということになります。

一方で多田小学校、校区図の中でも市の中に位置しているところですが、隣接する

会長	<p>校区が、6ヶ所あるということで、ここは選択の幅が違ってくるというのが、一つの課題であろうかと思っています。</p>
	<p>また中学校に関しましても同様ですけれども、川西南中学校につきましては、一番南端になりますので、希望できる学校は川西中学校のみ、同じように多田中学校であれば、隣接する4校の中から希望を選択できる、ということになっております。このあたりの選択の幅が少ないということが一つの課題であろうかというふうに考えております。</p>
	<p>以上資料の説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
	<p>今ご説明あったことを少し違う角度から。私も、この委員会に9年関わってきたわけですが、その経験の中で少し申し上げますと、この審議会ができたときの会長が三上先生という方でございまして、副会長が米川先生という方でございました。三上先生は学校選択制度の専門の研究者でいらっしゃる、米川先生はアメリカの公立学校の教育制度の研究者でいらっしゃる。ちょうど21世紀に入るところから、いくつかの自治体で、東京の品川区ですとか日野市で、学校の自由選択制度というのが大胆な形、実験的な形で入ってきた。そして2003年から先ほどご説明ありましたように、市教育委員会の判断でできるようになったということだったわけですが、三上先生の米川先生もそういう制度に対して非常に懸念を持っておられた。</p>
	<p>今のご説明の中では、あえておっしゃらなかったかと思いますが、例えばある自治体の中で、地域間の貧富の格差がある場合に、自由選択制度にすると、豊かな地域の学校に、子どもたちが集まってしまふ。貧富の格差が拡大されてしまうのだと、それは市全体のことを考えれば、あまりよくないということなども先行の事例の中からよく言われていたところ、先行研究のほうでも述べられているところでもございました。</p>
<p>ですから、そういう既存の、問題ある制度を安易に取り入れるのではなくて、川西市の実態に合った制度を取り入れたいというお考えが強かったようです。私は、三上先生とご一緒したことはないのですが、三上先生がご退任された後、米川先生が会長になられて、私が副会長でしたので、できた頃の経緯については伺っておるわけですが、川西市の実態に合った独自の制度をつくりたいと。</p>	
<p>それからもう一つは、議論していく中で、コミュニティの代表の委員の方々が、特に小学校の場合には、コミュニティとの関係を大事にしたいというご要望が非常に強かった。ですからそういう自由選択制を導入すると、一部の保護者の方からは選択の幅が広がるということで歓迎の声は出るわけですが、コミュニティの代表の方からは、かなり懸念の声が出ていたと。これは、私が委員になってからでも非常に強く何度も出されていたということでもあります。そういったいろいろな要件を勘案しますと、原則として校区の学校に就学することを基本とするけれども、しかし、行政的な校区の設定というのは、どのように線を引いても、一部不合理な面が出てくると。ですからその不合理については、いろいろ事情を勘案していき、範囲内で認めると、これが最も川西市の実情に合った制度であるということで、この川西市の校区外就学希望制度ができたというふうに伺っております。</p>	
<p>私のほうから、それだけ少し付け加えさせていただきたいと思います。</p>	
<p>今日は、順に自由に意見を述べていただくという主旨で開かれておりますので、委員、お考えのところを少しおっしゃっていただけたら。</p>	
委員	<p>前回、この制度についてあまり知らなかったところから会長が一回きちんと説明をしていた</p>

	<p>だきましようかとおっしゃってくださり、資料をたくさん用意していただきましてありがとうございます。</p> <p>前回すごく気になりましたのは、理由の如何を問わずというフレーズがすごく印象に残っているんですね。でも、今ご説明いただいた中にはそういうが出てきませんでしたけれども、やはりその理由の如何を問わずということは、脈々とあるわけですね。見せていただいてちょっと勉強させていただこうと思います。</p>
会長	<p>それでは他の委員いかがでございますか。</p>
委員	<p>校区の問題というのは私にとっては非常に難しい問題です。貧富の差というような言葉が出ましたし、あと学力、そういう問題があるのではないかなというのが一番心配であります。</p>
会長	<p>委員よろしくお願ひします。</p>
委員	<p>見ておりましたら桜が丘小は今 45 名ぐらい来てるとおっしゃっていて、それで学校が成り立っているようなことを聞いたりしておりますので、なかなか校区っていうのは、難しい問題だなと思っておりますけれども。まず、現状のままでいいのかなあ、まだちょっとそれは今勉強中ですので。</p>
会長	<p>他にお願ひいたします。</p>
委員	<p>保護者でありながら、この制度のこと詳しくは全然知らなかったんですけども、今日のご説明で、自分の校区への就学が基本っていうことがわかって、あとは詳しい内容だとか今後の課題などもお伺いできましたので、保護者としての立場でこれからいろいろ考えていきたいなと思っております。</p>
会長	<p>他にお願ひいたします。</p>
委員	<p>今回は、このような場で、詳しく校区外の方針をみて、保護者の立場で何も知らなくて、これから校区のことを考えていけたらな、と思います。</p>
会長	<p>お願ひいたします。</p>
委員	<p>私は、入ってくるよりは、出て行く人が多いという地区に住んでいるんですが、出て行かれるほうの学校とかコミュニティの方の話を聞くと、なぜ出て行かれてしまうのかということが、何となく想像はつくけど、ちゃんと聞いたことがない。おそらく噂とか、伝聞で判断されている面が多いだろうっておっしゃるんです。でも当該地区の人間には、本当の、なぜ出ていったのかという理由をお知らせいただければ、そうすれば例えば、地域を守ることができるんじゃないかな、という印象を受けました。</p>
会長	<p>一応、希望する理由は書くことにはなっておるんですけども、そこがはっきりした理由である以外にも、はっきりした理由がないとか、また全然見当違いのこと書いてある場合でも、やはり希望者として扱われるということです。ですから少なくとも何かを書いていただくようにしよう。何も理由ないけれど移りたいということじゃなくて、何かしらの理由をきっちり書いてもらおう。そこをまずきっちりしようというようなことで、お願ひをしているところになります。</p>
委員	<p>先ほどの現状における課題ということで、一部の地域で毎年 5 % 枠に抽選が発生ということをお伺いしたんですが。私は、保護者の方でもなく地域のものでないんですが、結局これも人気校、不人気校とまでは言いませんが、そういう流れになってしまうんじゃないかなと、ちょっと憂いとまではいきませんが、気にはなっております。</p>

<p>会長</p>	<p>先ほど申し上げた自由選択制も、その自治体を一つの学区にして、どこでも行けますよというような制度にしたところは、それは極端な形で表れましてね。その自由選択制をやめたという地域が今どんどん出てきております。ですから、そういうふうにならないように、初期の制度設計されたのは、非常に良かったと思うんですが、しかし今お示しになったことについては、やはり考えていかないといけないと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>ちょっとピント外れなことを言うかもしれませんが、学校の立場で考えていくと、コミュニティの方が、一つのコミュニティの中で、子どもたちを育てるという考えがベースになっているのかなというふうに思ったんですけども。今学校の児童数から言いますと、隣接する学校で、倍近い人数の差が出ているんですね。それについてこの最初の説明では、教室がないであるとかという不公平感を緩和するってことをおっしゃったんですけど、現実問題として極端なんですよ。</p> <p>市内でも、お隣同士でも随分違ってきているということで、片方はたくさん教室があって色々なことに取り組みができる。一方は、もう教室がなくて、ぎゅうぎゅう詰めの状態である、という現実になっているんですけども。その5%枠どうのこうとは、ちょっと違うかもしれませんが、公平感というか。児童の立場に立ったときに、本当に公平な形での教育が受けられているのかな、サービスがちゃんとされているのかなという、部分は非常に感じます。</p>
<p>委員</p>	<p>私のいる幼稚園は、ちょうど毎年抽選をしている学校区にありまして、本年も一人、校区外申請を出したが抽選に外れたという話を、実際に聞いています。取り立てて保護者の方から何か申し出があったわけでもないんですけども、直接どんなふうに抽選が行われているかということも、詳しくは聞いていませんけれども、抽選に外れた保護者、子どものフォローという形は、どのようなふうにとられているかということ、教えていただけたらと思います。</p>
<p>会長 委員</p>	<p>後でまとめて事務局のほうからお答えいただくことといたしまして、次、お願いします。</p> <p>高校は、学校区が第二学区に広がりまして、従来の伊丹学区では、伊丹、川西、猪名川町の中で選んでいたんですけども、今や阪神、丹波含め34校。すると今までは、地域の高校を育てるという形でやっていたけど、今やもうバラバラに分かれていくと。</p> <p>そういう中でも皆さんご存知の第1志望の集中する学校、第2志望で多い学校、定員割れしてる学校というふうな状況が出てきているんですけども、実際問題、やはり自分が行きたいところを選べるという選択ができるっていうことはないし、先ほどおっしゃったようにこの川西の中で、自由選択をしてしまうと本当に差が出てしまって、先ほど言われた子どもの教育が、十分行われないという問題が当然出てきますので。ただ選択を認めないっていうのは、やはり問題があると思うので、僕はこの5%枠っていうのが適当かなというふうに思っています。</p> <p>ただ地図を見ていまして、やはり川西市という南北に細長くて、間に川や山があつてというところで、これを見たら東谷校区って、本当に広いところから来ているし、多田とか清和台も広いなっていうのはすごく思います。</p> <p>明峰校区は狭いなと、1小学校1中学校、子どもたちは仲いいんですけど、やはり私は、二つ三つの小学校から集まって、新しい人間関係をつくって切磋琢磨してっていうのを考えるべきかとも思います。明峰校区は、ずうっと昔から1小1中なんですけれども、そういうことについては、今更難しいと思うんですけども。緑台中学校も、校区外の希望は多いけども、やはりクラス数は減っているわけで、これから少子化が、どんどん進むと、やはり学校を維持して</p>

<p>会長 事務局</p>	<p>いくことが難しい。多分 30 年ぐらい経てば、それほど経たないうちかもしれませんけれども、長期的な視点でも、いずれ考えていかないといけないかなというふうには、思っています。</p> <p>ここで現状による課題も本当にそうだなと思います。就学希望が選べるのが多い学校と少ない学校がはっきり分かれているのも問題だと思いますけど、ただ、川西南中学校が一番端ですから、なかなか選べないのも当たり前だと思います。</p> <p>今のご意見に対して、事務局のほうから、追加のご説明を。</p> <p>まず落選者のフォローということについて、ご説明させていただきます。</p> <p>最初に検証について、資料の説明をさせていただいたと思うのですが、まずは、今現在お住まいのところで校区が定まっておりますということを、皆様方にお知らせさせていただいています。で、校区外就学希望制度の運用にあたっては、毎年 10 月に、住民票を置いておられる校区の新一年生の方々に、制度の案内と、申請書をお送りさせていただいているというところがあります。</p> <p>A 小学校の校区の新一年生が 100 人いたとすれば、5 人までが、隣接する希望する小学校に行くことができるという制度でございます。その年によって、申請の多少があるものだと思っております。</p> <p>その中で、5%を超え抽選になり落選された方につきましては、その結果を通知するとともに、就学校変更制度についても記載しております。先の資料の、ただし、というところです。</p> <p>就学校変更制度は、校区外就学希望制度とは別の制度で、例えば保護者の勤務の都合で、預かってもらう方がその校区にいらっしゃるという事情のある方については、勤務証明書と預かってもらう方の同意書を提出していただくことにより、落選者の方でも希望する学校に行けるというケースが、実際にごございます。</p> <p>そういった形でのお知らせとともに、フォローさせていただいています。</p> <p>それと、学校によってかなり人数の規模の差があるということなんですが、実態としてそうなっております。一番多い小学校で、800 人以上の児童が通っていて、少ないところでは、300 人を下回っているということで、かなりの差が生じているのが実態でございます。</p> <p>ですがやはりその地域により、発展のスピードが違ってきており、また、今児童が減少しているということですが、一部の学校では、まだ増えております。</p> <p>具体的に言いますと、けやき坂小学校です。けやき坂小学校では住宅の開発が引き続き行われておりまして、この児童数減少の時代に逆に増えているという現状があり、施設のキャパシティが不足していく、校舎を増設するというようなことを余儀なくされているような状況でございます。ぎゅうぎゅうな状態をどうしていくんだということに関しては、現状としては、具体的な対処がないというのが実態です。</p> <p>もちろんぎりぎり必要な教室数だけは確保するけれども、それ以上の部分には、現状で我慢してくださいというのが実態です。先ほど一部の学校で増えているというお話をしましたけれども、長期的に言えば、確実に児童数減少傾向になっていくということで、これから施設を拡大するとか、またいわゆる過大校を分離するとか、このようなことについては、今の状況、今後の行政の流れとしては、選択しづらいというようなことになろうかと思えます。</p> <p>ご不便があると思うんですが、現状の環境の中で、教育に取り組んでいただきたいというのが、今のところの考え方でございます。</p>
-------------------	---

<p>会長</p>	<p>今日は、前回議論の中に出た、どういう経緯でこういう制度になったのかということについて、こういう制度をつくられた方々がもうこの審議会の中におられませんので、その経緯に関して認識を共有、情報共有するという趣旨で、お集まりいただいたわけであります。</p> <p>いろいろと、ここはこうだとかこういうご意見も、もちろんおありかと思いますが、どういう経緯で、どういう意図で、こういう制度がつけられたのか。そして、運用していく中でどういう問題が発生してきて、こういうふうに対処して、改正したけれども、また残された問題もあると。</p> <p>それについては、いろいろそれぞれご意見あるかと思いますが、その経緯と課題については、認識を共有していただけたのかなと思っておりますが、何か今、さらにご意見がおありだという方はお願いいたします。</p> <p>それではまた、この認識を共有したところからスタートしまして、また次回以降、もう少し具体的な問題に取り込んでいくということになっております。</p> <p>それでは、議事の一件目は終わりとさせていただきます。</p> <p>続きまして議事の二つ目、その他でございますが、事務局のほうよりお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>その他につきましては、次回及び次々回の日程についてでございます。</p> <p>ただいまから皆様方に用紙をお配りしますので、現在お分かりの範囲で結構でございますので、ご都合をご記入していただけたらと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>委員の方々、何か特に発言したいということはありませんでしょうか。</p> <p>特にございませんようでしたら、これをもちまして閉会とさせていただきたいと思っております。</p>